

◇ 子ども・子育て会議(第25回)基準検討部会 (第28回) 合同会議の開催について ◇

◇ 7月27日(月)14:00~16:00 子ども・子育て会議(第25回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第28回)合同会議が開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査 (2)自治体調査(都道府県意見・情報交換会)の実施状況報告 (3)その他

＜ポイント＞

- 新体制の初めての基準検討部会との合同会議が行われました。
- 配布資料の説明を中心に、主に経過状況について報告、質疑が行われました。

・事務局より、資料1「子ども・子育て会議基準検討部会委員名簿」に基づいて子ども・子育て会議基準検討部会委員の出欠、代理出席及び事務局の紹介がなされた。
※以下敬称略

(1) 私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査、(2) 自治体調査(都道府県意見・情報交換会)の実施状況報告

・事務局より、資料2「私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査」、資料3「平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について」、資料4「地域型保育事業の認可件数」、資料5「経済財政運営と改革の基本方針2015(抜粋)」、資料6「「日本再興戦略」改訂2015(抜粋)」、資料7「「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始について」一括して説明が行われ、質疑・意見交換が行われた。当連盟の塚本秀一 委員から下記について述べられた。

(塚本委員) 新制度についての事務上の課題が保育所からも声として出ている中で、引き続き普及啓発に努めて頂きたい。各種加算の認定事務も進まず必要な保育士数が未だにわからない状況がある、処遇改善が3%実現された中でそれに係る事務が大変煩雑で困っている等、現場からの声が上がってきている。何より事務処理の簡素化を進めて頂きたい。新制度の実施主体は市町村であるが、国の定めた制度について地方がその運用をどの程度柔軟にできるのか、変えて良いこと、変えてはいけないことを明確に示して自治体の理解促進をお願いしたい。

○【各委員から出された意見の概要について】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の関係者や自治体関係者等、委員全体から総じて「新たな事務として事務量が增大しているため、できる限り事務の柔軟な在り方に向けて対応して頂きたい。」旨の意見が出されました。
- ・併せて複数の委員より「人材育成、研修の確保をして保育の質の向上に努められるようにして頂きたい。」「自治体により好事例を今後も紹介して頂きたい。」等の意見が出されました。
- ・「地方版子ども・子育て会議の在り方について、形骸化をしないように指導をお願いしたい。」とした意見も出されました。また放課後児童クラブや社会的養護の制度・体制の充実、子育て負担の軽減、子どもの貧困対策の重点化等の要望も出されました。

(事務局説明概要) 普及啓発研修については、参加型の勉強会の在り方を想定しているため、ワークショップ形式でどのように進めていくかということ課題にしながら改善できる所は改善したい。

- ・各保育所の短時間認定の詳細については、現時点ではデータでの把握はなされていない。
- ・保育士養成についての各種補助事項について実施要綱では保育所のみならず認定こども園も対象にしているが、今後も拡大できるように検討していきたい。
- ・様式の簡略化については、三省連携してさらに検討したい。利用者負担額についての軽減については、国の政令で定める額を上限としているため今後もそのようにお願いしたい。

資料2「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果」(平成27年7月27日)より抜粋

新制度への移行状況について

1.平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124園	100.0%
2.新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3.新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221園	76.6%
4.廃園した私立幼稚園	19園	0.2%

(注)割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。

資料3

平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について

【趣旨】

平成27年度は子ども・子育て支援新制度の施行初年度に当たることから、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行うことを目的として各都道府県で開催する。

【開催状況】

11県で実施(7月24日現在)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ①三重県 5月29日開催※ | ⑤島根県 6月19日開催※ | ⑨高知県 7月9日開催※ |
| ②岩手県 6月4日開催※ | ⑥広島県 6月23日開催※ | ⑩兵庫県 7月13日開催 |
| ③愛媛県 6月10日開催 | ⑦鹿児島県 7月2日開催※ | ⑪山口県 7月21日開催※ |
| ④青森県 6月18日開催 | ⑧長野県 7月3日開催※ | 注:※は研修会も併せて実施 |

【主な意見・要望等】

1. 施行事務等に係る地方自治体からの意見

(1) 認定事務の状況

- ・ 保護者の就労状況等の変更などにより、支給認定区分(1号、2号、3号)、保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)にかかる認定変更が多く、事務量が増加
- ・ 3歳到達による支給認定変更(3号→2号)や支給認定証の発行、返納等による事務量増加
- ・ 保育の提供を受けていない保護者に現況届を求めることは困難

(2) 利用調整・入所決定事務の状況

- ・ 待機児童がいない自治体では事務的には変わらない
- ・ 広域入所で公立施設を利用する場合、保育料を決定する自治体と徴収する自治体が異なるため、事務が煩雑化している

(3) 施設型給付費等の給付事務の状況

- ・ 各種加算の認定事務が進んでいないため、施設側の申請内容に基づき、概算払いを行っている

2. 関係者からの評価、苦情・要望等

(1) 施設・事業者からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 施設型給付の加算部分の理解が難解である
- ・ 保育短時間の導入、保育の必要量や支給認定の頻繁な変更により、保育時間や延長保育の管理が複雑になった

(2) 保護者(利用者)からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 支給認定証と利用決定の違いがわからない

※ 1及び2に対する対応策

自治体、事業者からの意見・要望を踏まえた事務処理の簡素化、円滑化を図っていくため、法の枠内で可能な運用改善を検討し、今後もFAQ等の更新を行っていく。また、雑誌広告等の各種媒体を通じた広報や地域の保護者や子育て支援関係者を対象とした勉強会等で適切に説明できる人材を育成することを目的として開催する新制度普及啓発人材育成研修(全国8か所)を実施すること等によって、より一層の制度の理解促進に努めていく。

3. 新制度の移行により改善した点

- ・家庭的保育事業や認可外保育所が地域型保育事業として認可を受け、安定的な運営ができることで児童の処遇改善につながっている
- ・保育士、幼稚園教諭等の職員の処遇改善が行われたこと
- ・保育短時間認定と延長保育料との関係から、保護者が時間を意識して送迎するようになった
- ・子ども・子育て支援交付金の創設により、地域子ども・子育て支援事業の財政支援が拡大された意義は大きく、個別事業の拡大検討の後押しとなった

資料 4

地域型保育事業の認可件数について(平成 27 年4月1日現在)

○調査結果の概要

平成 27 年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で2,740 件となり、家庭的保育事業 931 件、小規模保育事業 1,655 件、居宅訪問型保育事業 4 件、事業所内保育事業 150 件となりました。

【平成 27 年4月1日現在の地域型保育事業の数】

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳)[%]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]
(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])	(263 [27.3])
(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])	(112 [19.6])
(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])	(31 [25.6])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]

(※1) 自治体が設置した件数及び認可した件数。

(※2) 小規模保育事業は以下の3類型を設定。

- ・A型: 保育所分園や小規模の保育所に近い類型(保育従事者の全てが保育士)
- ・B型: A型とC型の中間の類型(保育従事者の2分の1以上を保育士として、保育士以外の保育従事者には研修の受講が必要)
- ・C型: 家庭的保育に近い類型(研修を受講した家庭的保育者を配置する場合には子供3人に対し保育従事者1人、その補助者を置く場合には子供5人に対し保育従事者2人)

(※3) 公立、NPO 法人、学校法人、一般社団・財団法人、医療法人など。

【家庭的保育事業】

- ・東京都 457件
- ・神奈川県 93件
- ・宮城県 56件
- ・千葉県 46件
- ・個人立が725件と約8割を占めています。

【小規模保育事業】

- ・埼玉県 231件
- ・東京都 219件
- ・大阪府 163件
- ・神奈川県 143件
- ・株式会社、有限会社立が559件、個人立が470件あり、合わせて約6割を占めています。
- ・各類型の割合としては、A型58%、B型35%、C型7%となっています。

【居宅訪問型保育事業】

- ・東京都、埼玉県、福岡県において認可されています。

【事業所内保育事業】

- ・埼玉県 15件
- ・兵庫県 12件

- ・ 東京都 11件
- ・ 北海道 10件
- ・ 「その他」の59件は、医療法人31件、一般社団・財団法人7件、学校法人5件などとなっています。

※上記都道府県の件数には、指定都市及び中核市における件数も含まれています。

・事務局より次回日程については今後の状況をみながら検討、調整していきたい旨説明された。

※ 下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◇ 保育三団体「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望」提出について ◇

◇ 先般の保育三団体による「平成 28 年度予算、制度要望」(※全私保連ニュース前号掲載)に引き続いて、新制度施行後の課題についての要望が以下のようにとりまとめられ、7月23日に塩崎恭久 厚生労働大臣並びに有村治子 内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)宛て提出されました。各団体役員より要望の趣旨等について、厚生労働省保育課と内閣府子ども・子育て本部の担当に向けて説明が行われ、要請がなされました。

平成 27 年 7 月 23 日

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 遼

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望

子ども・子育て支援新制度の施行から3か月が経過しました。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、それぞれの保育現場は鋭意取り組みの推進をはかっているところです。

先般、平成 27 年 6 月 4 日付の要望では、以下の重点要望を行いました。

- 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額 1 兆円超の早急な確保を求めます
- 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます
- 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上で、上記の所要財源の確保や抜本的処遇改善の実現は、当然に欠かすことのできない内容であります。これらに加えて、新制度施行後に明らかになってきた現場の課題については早期に対応が求められるものがあり、年度の途中ではありますが、随時是正がはかれるよう特段のご配慮をお願いしたく、以下のとおり要望いたします。

1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。
2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。
3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。
4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。

【要望項目の詳細】

1. 保育の質を高めるための抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。

- 新制度では、延長保育事業は、11 時間を上限とする保育標準時間における基本分単価の設定との関係から、従来制度とは異なる形で実施に必要な経費等が整理されましたが、これら全体の開所時間における配置の実態に見合った給付に改善が必要です。
 - また、認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が必要です。
 - 加えて、アレルギー児の対応や、専門的知見に裏付けされた質の高い支援により、保護者から納得感・安心感が得られることにつながるよう、看護師配置が進む公定価格の設定が必要です。
2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。
- 給付の申請に係る事務手続きが従来制度に比べて増大していることから、従来の事務体制では賄いきれない状況があります。常勤の事務職員を配置するに見合った給付が必要です。
3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。
- 多くの市町村で給付全体の額を確認する手続きが完遂されておらず、施設・事業所へ本来支給されるべき給付が国の示す方針のとおり履行されていない実態は、早急に改善が必要です。
 - 改善に向けては、より一層の市町村に対する指導をお願いするとともに、円滑に手続きがはかられるよう、複数の市町村にまたがって施設を有する法人の手続きの煩雑さを軽減するためにも、全国的な統一様式の提示等の支援が望まれます。
 - なお、事務手続きに関する各市町村の理解の統一を進めることが求められます。
4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。
- 新制度で給付化された部分と重複する自治体単独補助分について、そのことのみをもって削減されないよう、国からの一層の助言が必要です。

◇ 保育三団体「社会福祉法等の一部を改正する法律案、ならびに子ども・子育て支援新制度への要望」提出について ◇

◇ 今国会において審議されている社会福祉法人制度改革に関する法案について、7月22日自民党本部において社会福祉推進議員連盟第3回総会が開かれ、社会福祉関係団体(17団体より要望)に対してヒアリングが行われました。保育三団体から共同による「社会福祉法等の一部を改正する法律案、ならびに子ども・子育て支援新制度への要望」を提出して各団体役員より趣旨等について説明の上、以下のように要請されました。

平成 27 年 7 月 22 日

公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 近 藤 遼

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会
会 長 万 田 康

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

社会福祉法等の一部を改正する法律案、ならびに
子ども・子育て支援新制度への要望

平成 26 年度に行われた社会保障審議会福祉部会での議論を踏まえ、本法律案が提出されるに至った経緯に鑑みても、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保、説明責任を果たした経営の透明性の確保、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する地域社会への貢献といった、求められる改革には真摯に対応していくことは必要不可欠だとの認識にあります。

しかしながら、その設立の背景や地域の実情に応じた事業展開をしてきた経緯から、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で社会福祉法人が国民の負託に応える役割を引き続き果たしていくに際し、一律に対応

することが困難な面があることもまた事実です。

わが国すべての地域において、すべからく必要な福祉の基盤が維持され、また発展していくためにご配慮いただきたく、以下要望いたします。

1. 保育所を経営する小規模法人への配慮が必要です

評議員の定数について、小規模法人に対する経過措置が検討されていますが、保育所経営法人の実態を踏まえた検討が必要です。多くは1法人1施設で事業規模も小額ですが、分園の設置や病児保育の実施、子育て支援センターの併設等、規模は小さいながら地域のニーズを一手に請負っている場合があります、規模に対する適切な評価と配慮が必要です。

2. 保育所経営法人の地域公益活動を推進するために、使途制限の緩和が必要です

保育所経営法人は、これまで特別保育事業等、様々なニーズへの対応を要請され、応えてきました。これらは事業としての位置付けを得る一方、その範疇以外に運営費を充当することについては、厳しく制限がされてきました。

今後、事業主体が各々の創意工夫により地域公益活動を推進していくためには、柔軟な使途を認めていただくよう、緩和が必要です。

3. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続が必要です

法律案では、長期加入者に配慮した支給水準への見直し、共済加入期間の合算期間の見直し等が挙げられています。

保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し平成29年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が人材確保対策において重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性が後退することのないよう、慎重な対応が必要です。

4. 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保が必要です

平成28年度以降の「量の拡充」・「質の改善」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の抜本的な改善に向けた、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源確保が早期に必要です。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp